店頭外国為替証拠金取引約款　新旧対照表

2026 年 11 月1日

（下線は変更部分を示します。）

新	旧	備考欄
第 2 条（定義） 3.　「残高」とは、入出金額に実現売買損益と実現スワップポイントを加算した金額で、ポジションがある場合の評価損益と未実現スワップポイントを含みません。	第2条（定義） 3.　「残高」とは、入出金額に実現売買損益を加算した金額で、ポジションがある場合の評価損益を含みません。	（変更）
4.　「有効証拠金」とは、残高に合計ポジションの評価損益と未実現スワップポイントを加算した証拠金をいいます。	4.　「有効証拠金」とは、残高に合計ポジションの評価損益と累積スワップポイントを加算した証拠金をいいます。	（変更）
第 9 条（口座の開設） 2.　お客様は、当社に対し、当社所定の手続により取引口座の開設を申し込むものとします。当社の口座開設基準に沿って審査を行い、当社が承認した場合に限り、お客様は取引口座を開設することができるものとします。また、当社は、取引口座開設後において、お客様に対し、当社の判断により取引の適合性、お客様の属性について再度審査を行えるものとし、お客様は当社が定めた審査に必要な書類等の提出を行うものとします。	第 9 条（口座の開設） 2.　お客様は、当社に対し、当社所定の手続により取引口座の開設を申し込むものとします。当社の規定の取引開始基準に沿って審査を行い、当社が承認した場合に限り、お客様は取引口座を開設することができるものとします。また、当社は、取引口座開設後において、お客様に対し、当社の判断により取引の適合性、お客様の属性について再度審査を行えるものとし、お客様は当社が定めた審査に必要な書類等の提出を行うものとします。	（変更）
5.　お客様が本取引を中止もしくは停止した後、何ら当社に連絡のないまま 1 年以上が経過し、かつお客様の取引口座に証拠金がない場合、当社は、お客様に通知することなく、当該取引口座を解約できるものとします。	5.　お客様が本取引を中止もしくは停止した後、何ら当社に連絡のないまま2年以上が経過し、かつお客様の取引口座に預託金がない場合には、当社は、お客様に通知することなく、当該取引口座を解約し閉鎖することができるものとします。	（変更）
8. 第 6 項および第 7 項に掲げる方法により本人確認を行った結果、お客様の現住所へ送付した文書、もしくは会社所在地または取引責任者のいずれか一方へ送付した文書が当社に返送された場合、当社は、お客様に通知することなく、取引口座の開設を取消すことができるものとします。	8. 第 7 項に掲げる方法により本人確認を行った結果、会社所在地または取引責任者のいずれか一方へ送付した文書が当社に返送された場合、当社は、お客様に通知することなく、取引口座の開設を取消すことができるものとします。	（変更）
第 10 条（ログイン ID およびパスワード） 1.　当社は、お客様が取引口座を開設した後、お客様にログイン ID およびパスワードを割り当てます。	第10条（ログインIDおよびパスワード） 1.　当社は、お客様が取引口座を開設した後、お客様にログインID（口座番号）を割り当てます。お客様は、口座開設申込み時において当社所定の手続に従い、パ	（変更）

	スワードを設定します。	
第 11 条(取引システムのサービスの範囲) 5.【削除】	第 11 条(取引システムのサービスの範囲) 5.　お客様が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、サービス利用を制限する場合があります。 (1)取引口座が他人名義もしくは架空名義で開設された、または名義人の意思によらず開設されたことが判明した場合、もしくはその疑いがあるとき (2)マネー・ローンダリング等の公序に反する取引、その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行っている疑いがあるとき (3)取引口座が詐欺、恐喝、出資法違反等の違法行為に利用されている疑いがあるとき (4)お客様、またはお客様の近親者、役職員、代理人等が暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力である疑いがあるとき (5)お客様が本取引を行うにあたり、取引システム、通信機器、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等または取引システム以外のツール等により、本システムおよび約款等が想定する適切、適正な方法以外の方法による取引または取引システムでは通常実行できない取引を行った疑いがあるとき (6)お客様が本取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行っている疑いがあるとき (7)お客様の取引口座の利用が法令または公序良俗に反すると当社が判断したとき (8)お客様と当社との間の信頼関係を喪失させるやむを得ない事由が発生した疑いがあるとき (9)逆コンパイルまたは逆アセンブル等、本システムを解析するための一切のリバースエンジニアリング行為を行っている疑いがあるとき (10)お客様(法人の場合は、実質的支配者)が、外国 PEPs(重要な公的地位を有する者)に該当する可能性があるとき (11)お客様が法令の定める「非居住者」に該当する疑いがあると当社が判断したとき	(項の削除)

	(12)お客様が生活保護法被保護者であることを当社が確認したとき (13)預託証拠金額を問わず、一定期間、ログインおよび取引口座の動き(入出金および取引)が確認できなかったとき (14)前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し、サービス利用の制限を行わなければならないと判断したとき	
第 17 条(期限の利益の喪失) 1. (8) 心身機能の低下により、お客様が、店頭外国為替証拠金取引の継続が困難または不可能となったとき	第17条(期限の利益の喪失) 1. (8) 心身機能の重度な低下により、お客様が、店頭外国為替証拠金取引の継続が著しく困難または不可能となったとき	(変更)
3. お客様は、第1項(ただし、(6)(7)(8)を除きます。)および第2項の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、直ちに、当社に対し、書面をもってその旨の報告をすることとします。	3. お客様は、第1項および第2項の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、直ちに、当社に対し、書面をもってその旨の報告をすることとします。	(変更)
第 23 条(諸通知) 1. 当社において、必要証拠金額の変更等、重要な取引内容の変更が生じた場合、当社はお客様の登録メールアドレス宛てへの電子メールの送信、登録電話番号宛への SNS(ショートメッセージ)の送信、届出住所または本店所在地宛てへの通知等を行うものとします。	第 23 条(諸通知) 1. 当社において、必要証拠金額の変更等、重要な取引内容の変更が生じた場合、当社はお客様の登録メールアドレス宛てへの電子メールの送信、届出住所または本店所在地宛てへの通知等を行うものとします。	(変更)
第24条(届出事項の変更届出) お客様が当社に届出た氏名または商号、住所または所在地、メールアドレス、電話番号、振込先銀行口座、その他の事項に変更があったときは、マイページログイン後の「登録情報の変更」により、直ちに当社に対しその旨の届出を行い、必要な本人確認書類を提出するものとします。	第 24 条(届出事項の変更届出) お客様が当社に届出た氏名または商号、住所または所在地、メールアドレス、電話番号、振込先銀行口座、その他の事項に変更があったときは、マイページログイン後の「登録情報の変更」により、直ちに当社に対しその旨の届出を行うものとします。	(変更)
第26条(免責事項) 1. (10) 保有可能なポジション上限を超えた取引により生じた全ての損害	第 26 条(免責事項) 1. (10) お客様は当社のコンピューターおよびネットワークシステムにウイルス、ワー	(変更)

	ム他システム破壊を引き起こすプログラムがお客様のコンピューター経由で混入されないようにお客様自身で管理するが、ウイルス等の混入したことにより生じた損害	
2. お客様が保有、管理または使用するソフトウェア等により制御されるシステム売買、プログラム売買等について、設定不備等お客様ご自身の責任により発生した損害に対して、当社は免責されるものとします。	2. お客様が保有、管理または使用するソフトウェア等により制御されるシステム売買、プログラム売買等について、設定不備等お客様ご自身の責任により発生した損害 (1) 市販またはご自身で作成された取引プログラム等のご使用により売買を行う場合、当社またはそのカバー先が運営管理するサーバー他機器に対して過剰な負荷ならびに障害を与える場合があり、機器の不調または緊急停止となる可能性があります。当社の全てのお客様に対して、取引不能と約定遅延、注文発注・確認・取消・訂正等の不能、遅延、予期せぬ約定による損失ならびにそれに伴う証拠金の元本割れが発生する可能性がある場合は、当社の判断により下記の対応をとらせていただきます。 (2) 当該取引プログラム等のご使用によって約定された取引の変更または取消を行います。 (3) 当該口座に対し、事前通告なしに取引システムへのログイン停止、停止時点のオープン・ポジションの強制決済ならびに取引の停止を行います。また、本約款第27 条により取引システムのサービスの使用停止また口座を閉鎖させていただく場合がございます。これらの対応によって生じたお客様の損害に対して、当社は免責されるものとします。	(変更・号の削除)
4. お客様は、当社のコンピューターおよびネットワークシステムに、ウイルス、ワーム他システムの破壊を引き起こすプログラムがお客様のコンピューター等を経由して混入しないよう、自己の責任においてに適切に管理するものとします。当該ウイルス等の混入により生じたお客様の損害に対して、当社は免責されるものとします。 5. その他、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた全ての損害に対して、当社は免責されるものとします。	4. その他、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた全ての損害に対して、当社は免責されるものとします。	(項の新設)
第 28 条(解約)	第 28 条(本約款の解約)	(変更)

1.　お客様が次の各号または本約款第17条、第29条に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、取引口座は解約されます。解約時において、本取引によるポジションが残存する場合およびお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その必要な限度において本約款は効力を有するものとします。 但し、お客様が次の(23)～(29)のいずれかに該当すると当社が判断した場合は、事前の通知をすることなく、当該取引口座を凍結できるものとします。	1.　次の各号のいずれかに該当しまたはお客様が本約款第 17 条、第 29 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は、直ちに解約されるものとします。但し解約時において、本取引によるポジションが残存する場合およびお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その必要な限度において本約款は効力を有するものとします。	
(10) お客様の本取引が、カバー先または市場の公正な価格形成に弊害をもたらしていると当社が判断したとき (11)お客様の取引口座から大量の注文・変更・取消などが繰り返し発注されることにより、サーバーに過剰な負荷が掛かり、他のお客様の取引に影響が出ている、もしくはその可能性があると当社が判断したとき (12)お客様が本取引を停止した後、何ら当社に連絡のないまま 1 年以上が経過し、かつお客様の取引口座に証拠金がないとき (13)お客様が本取引を行うにあたり、取引システム、通信機器、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等または取引システム以外のツール等により、本システムおよび約款等が想定する適切、適正な方法以外の方法による取引または取引システムでは通常実行できない取引を行ったと当社が判断したとき (14)お客様が本取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行っていると当社が判断したとき (15)お客様の取引口座の利用が法令または公序良俗に反すると当社が判断したとき (16)お客様と当社との間の信頼関係を喪失させるやむを得ない事由が発生したと当社が判断したとき(17)逆コンパイルまたは逆アセンブル等、本システムを解析するための一切のリバースエンジニアリング行為を行っていると当社が判断したとき、もしくはその疑いがあるとき (18)お客様(法人の場合は、実質的支配者)が、外国 PEPs(重要な公的地位を		(変更・号の新設)

有する者）に該当することになったとき、もしくはその可能性があるとき （19）お客様が法令の定める「非居住者」に該当することが判明したとき、もしくはその疑いがあると当社が判断したとき （20）お客様が生活保護法被保護者であることを当社が確認したとき （21）お客様の本取引が、適合性原則等の諸法令に照らし、過度に投機的な取引であると当社が判断したとき (22)前各号の他、お客様が本取引において行った行為を、当社が不正・不適切と判断したとき (23)マネー・ローンダリング等、不法または不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行っていることが判明したとき、または疑いがあるとき （24）お客様が、他のお客様と同調したお取引をしていると判明したとき、もしくはその疑いがあるとき （25）お客様が、犯罪収益等を利用して取引を行ったと判明したとき、もしくはその疑いがあるとき （26）お客様が逮捕、勾留その他の事由により身体の拘束を受け、本人による取引の継続が困難であり、 かつ第三者による不正取引の防止等のため当社が合理的に必要と認めたとき （27）取引口座が詐欺、恐喝、出資法違反等の違法行為に利用されていると当社が判断したとき、もしくはその疑いがあるとき （28）お客様、またはお客様の近親者、役職員、代理人等が暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力であることが判明したとき、もしくはその疑いがあるとき （29）前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し、取引口座を凍結しなければならないと当社が判断したとき	(10) 前各号の他、お客様が本取引において行った行為を、当社が不正・不適切と判断したとき (11) お客様がマネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法または不正の疑いある取引を行ったとき	
2. 取引口座を解約する際、お客様の取引口座にポジションが残存するときは、当社は、本約款第 18 条の定めるところに従って残存ポジションを反対売買により決済することにより、お客様との間の未決済ポジションの処理を行うものとします。	2. 前項の場合において取引口座を解約する際、お客様の取引口座にポジションが残存するときは、当社は、本約款第 18 条の定めるところに従って残存ポジションを反対売買により決済することにより、お客様との間の未決済ポジションの処理を行うものとします。	
第 29 条（反社会的勢力の排除）	第 29 条（反社会的勢力の排除）	（号の削除）

2. (5) その他前各号に準ずる行為	2. (5) マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法または不正の疑いある取引を行う行為 (6) その他前各号に準ずる行為	